監督命令

平成２１年（再）第４９号

大阪市住吉区我孫子東２丁目１番６号、商業登記簿上の本店大阪市中央区南船場２丁目７番16号同光ビル内

再生債務者　ニシマツコーポレーション株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　大阪市北区西天満４丁目４番18号梅ヶ枝中央ビル５階　田仲美穂法律事務所　弁護士　田仲　美穂

３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。

⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）

イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄

ウ　財産の譲受け

エ　借財、手形割引又は保証

オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除

カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ

キ　和解及び仲裁合意

ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認

ケ　別除権の目的である財産の受戻し

⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為

ア　重要な財産の処分及び譲受け

イ　多額の借財

⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）

イ　⑴のイからケまでに掲げる行為

平成21年10月２日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第５０号

大阪市平野区加美東２丁目２番28号、商業登記簿上の本店所在地大阪市生野区鶴橋１丁目１番33―812号

再生債務者　和光化学工業株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　大阪市中央区高麗橋２丁目５番10号アイケイビル３階　密総合法律事務所　弁護士　密　　克行

３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。

⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）

イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄

ウ　財産の譲受け

エ　借財、手形割引又は保証

オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除

カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ

キ　和解及び仲裁合意

ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認

ケ　別除権の目的である財産の受戻し

⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為

ア　重要な財産の処分及び譲受け

イ　多額の借財

⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）

ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）

イ　⑴のイからケまでに掲げる行為

平成21年10月５日

大阪地方裁判所第６民事部

再生債権の特別調査期間

平成２０年（再）第８２号

大阪府八尾市弓削町南１丁目13番６号

再生債務者　株式会社タヤ製作所

特別調査期間　平成21年11月２日から平成21年11月５日まで

平成21年10月５日

大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第５号

滋賀県東近江市東沖野１丁目７番10号

再生債務者　平和奥田株式会社

１　決議に付する再生計画案　平成21年９月29日付け再生債務者提出の再生計画案

２　債権者集会

⑴　期日　平成21年11月17日午後２時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

３　議決権不統一行使の通知期限　平成21年11月４日

平成21年10月６日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（再）第１号

鳥取県米子市河崎1299番地

再生債務者　有限会社ランドワーク

１　決議に付する再生計画案　平成21年８月20日付け再生債務者提出の再生計画案

２　債権者集会

⑴　期日　平成21年10月29日午前11時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

３　議決権不統一行使の通知期限　平成21年10月19日

平成21年10月２日　鳥取地方裁判所米子支部

再生手続終結

平成１８年（再）第３３号

京都府南丹市日吉町保野田池ヶ谷１番地

再生債務者　京都日吉観光株式会社

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画の遂行

平成21年10月５日

大阪地方裁判所第６民事部

平成１７年（再）第１１号

神戸市長田区若松町１丁目３番６号

再生債務者　株式会社左川商会

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定後３年を経過した。

平成21年10月６日

神戸地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第５５号

愛知県一宮市城崎通７丁目16番地　城崎マンション105号

再生債務者　大塚　正信

１　決定年月日時　平成21年10月５日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年10月26日まで

４　一般異議申述期間　平成21年11月２日から平成21年11月９日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（再イ）第２２０号

千葉県千葉市若葉区貝塚町1131番地１メゾン若葉103号

再生債務者　石川　　強

１　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年10月26日まで

４　一般異議申述期間　平成21年11月９日から平成21年11月24日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再イ）第２３８号

千葉市中央区神明町６番地３　コープ神明第一103号

再生債務者　新井浩一郎（旧姓伊藤）

１　決定年月日時　平成21年10月５日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年10月26日まで

４　一般異議申述期間　平成21年11月９日から平成21年11月24日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再イ）第２３５号

千葉県市川市大和田２丁目14番４号

再生債務者　武田　　進

１　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年10月27日まで

４　一般異議申述期間　平成21年11月10日から平成21年11月24日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係